

## 令和6年度第3回岩手県消費生活審議会

日 時 令和7年2月3日（月）  
13：30～14：15

場 所 県民生活センター 大ホール



## 【出席者】

### ○委員（五十音順）

相澤美奈委員、一條景子委員、角田信子委員、菊地清晴委員、木下淳委員、菅原情子委員、高橋昌造委員、船ヶ澤堅一委員、松岡勝実委員、望月敦允委員、山田一子委員、吉田敏恵委員

### ○事務局

大畑光宏環境生活部部长  
木村真智県民くらしの安全課総括課長  
今俊晴県民生活センター所長  
藤原隆博県民生活センター次長

## 1 開 会

### ○木村県民くらしの安全課総括課長

ただいまから令和6年度第3回岩手県消費生活審議会を開催させていただきます。  
私は、議事までの間進行を務めさせていただきます県民くらしの安全課の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は先ほど御案内いたしました、12名の委員に御出席をいただいております、委員総数16名の半数以上の出席となっているところでございます。岩手県消費生活条例の規定によりまして、本審議会が成立していることを御報告させていただきます。

なお、県の情報公開制度により、この審議会の録音や会議録は公開となりますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 2 あいさつ

### ○木村県民くらしの安全課総括課長

それでは開会にあたりまして、大畑環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

### ○大畑環境生活部長

環境生活部長の大畑でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

この審議会今年度3回目ということで、毎回毎回、皆様には多忙の中、御足労いただきまして本当にありがとうございます。

また、県の消費者施策の推進に関しましても、格別の御理解御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、「消費者施策推進計画の基本的方向について」ということで、昨年5月にこの審議会に諮問をさせていただきました内容について、これまでの審議会でも御意見を頂戴したものを踏まえまして、本日、答申案ということで、取りまとめさせていただきます、その内容を御審議いただくということにさせていただきます。

この案の内容につきまして、本日、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

御意見を頂戴したうえで、答申案として取りまとめて、答申という運びになればと思っておりますので本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

### 3 委員紹介

#### ○木村県民くらしの安全課総括課長

次に、会議に入ります前に、新たに任命された委員の方を御紹介申し上げます。  
環境パートナーシップいわての峠館絵里委員の後任でございます、相澤美奈委員です。

#### ○相澤美奈委員

環境パートナーシップいわての相澤と申します。よろしくお願いいたします。

#### ○木村県民くらしの安全課総括課長

はい。ありがとうございました。

### 4 議 事

#### 岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について（答申案）

#### ○木村県民くらしの安全課総括課長

それではただいまから、次第の4、議事に入らせていただきます。

条例の規定により会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、望月会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○望月会長

岩手弁護士会の望月です。よろしくお願いいたします。

僭越ではありますが、私の方で議長を務めさせていただきます。着座で失礼します。

早速ではありますけれども、本日の会議の予定ですが、概ね15時をめぐりに終了できるように進めさせていただきたいと思っております。進行への御協力をよろしくお願いいたします。

初めに議事録署名人の指名ですが、審議会の運営規程第15条第2項により、会長が指名することとなっております。吉田委員と菅原委員を議事録署名人に指名しますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。「岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について」事務局から説明願います。

#### ○今県民生活センター所長

県民生活センターの今と申します。いつも大変お世話なっております。

私の方から、岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について御説明をさせていただきます。

きます。では、以降着座で説明をさせていただきます。

答申案につきましては、皆様に資料1-1というのをお配りしているところではございますけれども、今回、答申案の概要について御説明をさせていただきたいと思っておりますので、便宜、資料1-2、A3横の資料で、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-2を御覧いただきたいと思っております。答申案は全部で5章の構成としてございます。

第1章の計画策定に当たってですが、計画策定の趣旨、それから、計画の位置付け及び計画期間について記載しております。この章につきましては、現在の計画の記載を踏襲し、時点修正を行っているものでございます。

次に、第2章にまいります。消費生活をめぐる現状と今後の課題について記載をいたしました。

現状では、消費者を取り巻く社会環境の変化として、全国平均を上回って進行している本県の高齢化の状況、そしてそれに伴います、ひとり暮らし高齢者等世帯の増加に関する将来推計を記載いたしました。その他、デジタル化の急速な進展の影響、自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による消費行動の変化、持続可能な社会の実現に向けた機運の高まりについて記載をさせていただいております。

続きまして、国における法改正の状況や消費者基本計画の策定等について記載をしたのち、本県の消費生活相談の現状について分析をいたしました。

本県の消費生活相談は毎年9000件台後半で推移していること。

それから相談者は65歳以上の高齢者が3分の1ほどを占めていること。

近年、SNSをきっかけとした消費者トラブルが増えていることなどを記載させていただきました。

また、昨年夏に実施しました、希望郷岩手モニターの方を対象とした「消費生活に関する県民意識調査」の結果についても記載をしております。概要の方には2項目、抜粋で記載をさせていただいております。

これらの現状や、現在の計画における取組の結果等を踏まえまして、4つの課題を設定いたしました。「消費者事故の未然防止及び事業者への指導」、「消費者教育の推進」、「消費者被害の救済」及び「市町村関係機関等との連携・協働」でございます。

それぞれの課題につきましては、前回の審議会でも御説明をしているところでございますので、今回個々の説明については割愛をさせていただければと思っております。

続いて資料の右側にまいります。第3章は施策の方向でございます。

県の消費者施策推進計画は、資料の一番上の位置付けのところにもございますとおり、岩手県民計画(2019～2028)政策推進プランにおける具体的な推進方策であります、消費者施策の推進の実施計画として位置付けているものでございます。

したがって、答申案についても、現在の消費者施策推進計画の考え方を基本的には踏襲しつつ、現計画における課題や近年の消費者を取り巻く社会情勢等、環境の変化などを踏まえて見直しを行っているものでございます。

基本目標を記載してございます。

「消費者を取り巻く環境の変化に対応して、消費者被害の防止と救済に取り組み、安

心して暮らすことができる岩手」といたしました。

ここで、資料1-3に現在の計画の基本目標を記載してございます。1-3を御覧いただきたいと思えます。

資料1-3は、現在の消費者施策推進計画（2020～2024）の構成と今回の答申案の構成を比較したものでございます。昨年11月に開催いたしました審議会の際に、現在の計画の取組と課題の整理を踏まえまして、骨子案の構成について御説明をさせていただきました。前回は、この資料の右側が骨子案の構成ということで御説明をさせていただきましたが、今回の資料はこの骨子案の部分で答申案に置き換えて記載をさせていただいているものでございます。

資料の左側、やや上の部分に現計画の基本目標がござります。

「消費者被害の防止と救済に取り組み、暮らしの安心を実感できる岩手」としておりました。

答申案の基本目標は、現在の計画を策定した以降の様々な環境の変化、この資料に黄色い部分で社会環境の変化ということで記載をさせていただいておりますが、こうした環境の変化を踏まえまして、「消費者を取り巻く環境の変化に対応して」という文言を入れさせていただきながら、分かりやすい目標ということで記載をしているものでございます。

お手数ですが、再度資料の1-2の方にお戻りをいただければと思えます。引き続き第3章の施策の方向について御説明をいたします。今回設定しました4つの課題に対応しまして、施策の方向をそれぞれ記載しております。施策の方向ごとに具体的な取組についてお話申し上げます。

1つ目は、「商品やサービスの安全確保及び消費者と事業者との取引の適正化」でござります。

これは、商品やサービス自体の事故防止、安全確保に関しまして、消費生活用製品安全法等関係する法律に基づきます販売事業者への監視指導や商品テストの結果、またはリコール等の商品事故の情報提供による注意喚起等を行っていくものになります。

また、日用品や食品等における適正な表示のための監視指導でありますとか、契約取引の適正化推進のため、特定商取引に関する法律などに基づき、違反行為を行う事業者に対する指導なども必要に応じて行ってまいります。

なお、先ほど申し上げました県民意識調査の結果でも、商品事故、リコール情報への関心や、悪質な事業者に対する取締りの実施というものについて重要と回答していただいている方が多いという結果になってござります。

2つ目は、「消費者教育の推進」についてでござります。

相談割合が高く、今後も被害の増加が懸念されております高齢者の方、そして他の年代と比較しまして社会経験等が浅く、契約などにおいて被害の増加が懸念される若年者の方々を対象とした事業に力を入れてまいります。

また、持続可能な社会の実現に向けた消費行動の推進についても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、テレビ、ラジオ、情報紙などの多様な広報媒体を活用いたしました情報提供でありますとか、学校、地域、家庭、職域など、様々な場所を活用して、それぞれ

の世代やライフステージに合わせました消費者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

特に高齢者や若者を狙った悪質商法が後を絶ちませんことから、出前講座での注意喚起など効果的な啓発に努めてまいります。

また、デジタル化の進展に伴いまして、キャッシュレス決済の拡大、それからSNSをきっかけとした消費者トラブルの増加などについて、契約の仕組みや情報モラル、悪質な事例への対処法など、セミナー等で啓発をいたします。その他、障害者支援に繋がる商品の購入やリサイクル、リユースといった3Rの推進、人や社会、環境に配慮した消費行動でありますエシカル消費、食品ロス削減などの普及啓発を図りまして、消費者の方々の自主的な行動を促してまいりたいと考えております。

3つ目の「消費者被害の救済」についてでございますが、こちらは引き続き、消費生活相談対応やセーフティネットとしての多重債務問題対策などを行うとともに、消費者被害の未然防止の観点から、地域における見守り体制の構築に係る取組促進などを考えてございます。

具体的には、当センターの根幹をなす事業でございます消費生活相談員による電話来所等での相談対応や、円滑な対応のための相談員の資質向上、消費生活相談のデジタル化の取組の推進、弁護士会さんと連携をいたしました多重債務弁護士相談など解決支援の取組を実施いたします。また、地域における高齢者等を見守り、被害防止や救済につながる、消費者安全確保地域協議会の設置の働きかけも強化してまいります。

最後に4の「市町村・関係機関等の連携・協働」でございますが、住民に最も身近な相談窓口であります、市町村との連携や相談対応の支援を継続しつつ、取組をより効果的に推進するため専門機関等との連携協働を進めてまいります。

具体的には、市町村の消費生活相談員を対象といたしました研修会の開催など、相談体制の充実に向けての支援を行う他、必要に応じて弁護士会、警察、業界団体等との連携による問題の早期解決支援を図ってまいります。

また、福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）になりますが、整備を通じまして、福祉相談部門との連携による相談体制の強化にも努めてまいりたいと考えております。この他、地球温暖化防止、環境保全に繋がる地域活動、エシカル消費の取組などについて、事例紹介やセミナーの開催などによる啓発を通じまして、消費者と事業者が協働する取組を促進してまいりたいと思っております。

第4章は「施策の推進に向けた具体的取組と主要指標」でございます。

計画は、引き続き具体的施策について、2029年度までの数値目標を主要指標として定めることとしております。また、この他、目標値を定めませんが、施策の推進状況を数値で示す参考指標も併せて定めていくこととしております。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。今回の答申案におきます主要指標の一覧でございます。

主要指標につきましては、現在の計画で35ある指標に対しまして、答申案では26の指標を設定いたしました。御覧いただいている表の左から2番目に整理番号を付しております。現在の計画にあります主要指標35のうち8つの指標については、参考指標の方に移動をいたしました。この他廃止した指標が1つ、統合した指標が1つ、新たに設

定した指標が2つございます。

統合しました指標は、番号3番になりますが、「レギュラーガソリン及び灯油価格の調査回数」ということで、これはそれぞれ別の目標にしていたのですが、統合して1つの目標にさせていただきました。

新たに設定いたしましたのは番号15番の「知的障がい者の金銭管理等に関する情報提供回数」、それから、17の「エシカル消費出前講座開催回数」になります。

また、目標値の考え方を変更した指標が3つございます。

番号一番の「特定製品の立入検査数」、そして番号2番の「特定保守製品の立入検査件数」。それから番号22番の「消費者安全確保地域協議会の設置市町村の県内人口カバー率」になります。

1番と2番の立ち入り検査件数につきましては、それぞれ現在把握しております取扱店舗につきまして、次期計画期間内で一通り検査を行うという考え方に基きまして設定をしたものでございます。

また、番号22番の「協議会の設置市町村の県内人口カバー率」につきましては、国が現在目標に置いております人口カバー率50%を、次期計画期間内で達成するという考え方に基きまして設定したものでございます。その他の指標につきましては、一部目標数値の置き換えを行ったものはございますが、継続の指標となっております。

続きまして3ページを御覧いただきたいと思っております。参考指標の一覧になります。こちら左側の左から2番目に整理番号をつけてございます。

参考指標につきましては、現在の計画では35の指標を設定しておりますが、答申案では39の指標を設定いたしました。

先ほど申し上げました主要指標から参考指標への見直しを行った指標。表の右側の摘要欄に移動のと「移」、移すというふうな表現が書かれた指標がそれに当たります。それが8つございます。事業の進捗状況をはかるものとして新規に設定したものが2つ、それから廃止したものが6つということになっております。

新規で設定した指標を御説明いたします。番号19番の「消費生活セミナー（エシカル消費）の開催回数」と番号25番の「消費生活相談のあっせん解決率」の2つになります。19番の「消費生活セミナー（エシカル消費）開催回数」につきましては、今年度から新規で開始した事業でございまして、次期計画期間内において、エシカル消費に係る啓発の取組の進捗状況を図るために、新たに設定したものでございます。また、番号25番の「消費生活相談のあっせん解決率」につきましては、主要指標の19番に「消費生活相談解決割合」という指標がございます。この指標を補足するものとして、県内の消費生活相談のうち、相談員があっせんしたケースに係る解決割合を把握する指標を設定したものでございます。資料1-2の説明については以上になります。

それから、最後に資料1-4を御覧いただきたいと思っております。資料1-4は、次期計画の策定の今後のスケジュールでございます。

本日の審議会で答申案について御審議いただきました後、概ね3月下旬から4月にかけて、パブリックコメントを実施したいと考えてございます。パブリックコメントでいただいた意見等を踏まえまして、次期計画の最終案について、委員の皆様方には6月頃を目途に送付をさせていただきたいと考えております。その後、県議会での説明を

経まして、7月に次期計画を策定する予定で進めております。

以上、簡単ではございますが、「岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について」答申案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

#### ○望月会長

御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました、「岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について」は、昨年5月に知事から当審議会に諮問を受けて、これまで審議を続けてきたところです。

今説明のありました答申案について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。では、吉田委員。

#### ○吉田敏恵委員

はい。基本については特に大きくは何か異論ということではないですけれども、3点ほど、この辺はどうなるのかちょっと気になってきましたので質問させていただきます。

まず、1点は資料の1-2で、一覧表のところがいいと思いますけども、「消費者教育の推進」これすごく大事だなと思いますので、この中の消費者教育の2の推進の(3)、持続可能な社会に向けての消費行動として、この後どうしてもエシカル消費とか、そういったものを消費者が、意識しながらやっていく、そのための学習をやったり、全然それはいいと思います。企業の方もできるだけ、サステイナブルな事業をしなければいけないということで、いろいろな観点で商品を調達するということがこれからどんどん求められていきます。その中に、今、更に求められていることは、人権尊重とか、それから気候変動とかそういうものをちゃんと気にしながら、商品を調達しなければとなってきたので、安かろう悪かろうだったり、労働者や下請けいじめしながら、商品を調達してはいけないということがすごく課せられるような世の中になってきています。

それから言うと、2の消費者教育の欄の右側のところですけども、この本冊の方もありましたけども、障がい者支援に繋がる商品の購入、エコバックの持参など、人や社会環境へ配慮した消費行動と書かれているんですけど、この「人や」のところで、例えば「人権」とかと書いたりしてはいけないものなのかとか、もうちょっと人権意識とか人権という言葉がもう少しあっても、これからの時代はいいのではないかというふうに思っていて、「人や」としてあまり大きくくりにしてしまうことが、何か漠然としすぎていると思っているので、他の記述のところにも何かあったのかどうなのか少し分かりませんが私は気になったので、少し突っ込んでそういう人権という書き方はどうなのかというのが1つ意見です。

それから2つ目は、次の下の「消費者被害の救済」なんですけれども、私どもでは消費者行政の充実を求めるためのネットワークを持ってしまして、市町村に対して年1回アンケートをとって、今の消費者行政の施策についての困ったことだとか課題だとか、今話題のことについてお聞きしたり、県や消費者庁や、国に対しての意見はありませんかといったアンケートをとっています。今年はちょっと遅れてまして、今取っている

んですけれども、今大体 27 市町村から回収されてきているんですが、その中で、すごくいっぱい記述があるなど思っているのは、その相談員の質の向上はもちろんいいんですよ、いいんですけれど、もう相談員になり手がいないから困っているというのが 8 件ぐらいありまして、やっぱり今、相談員さんも高齢化になって次の人を見つけられないとか、あるいは、すごく高度になってきている割には賃金が安いとかいろいろあって、本当に担い手を探すのは大変です。だから、何とか交付金が担い手の人件費に充てられるようにしてくれませんかとか、その担い手探しについても支援をしてほしいという要求がありますので、このところ、充実と一言で書いていますけれども、単に相談員が、スキルが上がっていけばいいということだけでなく、相談員そのものがないという現実がありそうなので、そこをどうするのかということがちょっと疑問になっております。

それが 1 点ともう 1 つですね、そのためにデジタル化するというのは、今の国の流れで、DX と言って、デジタルなりインターネットなりで、いろいろ端末を使って相談の回答をするということなのでしょうけれど、それに対してもすごく不安がありまして、市町村は、結局端末をたくさん買わないといけないのか、その財源はどうなるのか。

それから、相談員のスキルと、端末を活用できるインターネットのスキルはまた違うので、そういうスキルを持っている人たちがいないのに本当にできるのかとか、余裕を持って本当にやってほしいけれども、国はなかなか方針を出さないままに、DX と言って、さも何かそういうデジタル化すると物事がうまくいくかのように聞こえますが、やっぱり人間が相談にのるので、その辺は大丈夫なのかという不安が寄せられてきていたので、私も消費者として、相談員の充実はすごく大切なことだと思いますけれども、やっぱり相談員の人たちの大変さというものに対し、何かもう少し解決に向けてやっていただきたいと思いますが、これには見当たらない気がしたので、そこはどうなのでしょうかという点をお聞きしたいです。

## ○今県民生活センター所長

はい。御意見、御質問ありがとうございます。

まず、1 問目の持続可能な社会に向けたエシカル消費の関係の人権意識のところの部分につきましては、おっしゃるとおり人やという書き方をしておりますので、ちょっとそこ突っ込んだ書き方ができないかどうか検討してまいりたいと思います。

それから、消費生活相談員の人材の確保につきましては、また確かにそれも大事な視点だと思いますので、こういった形で入れ込むかというようなところは出てまいりますが、相談体制の充実の中にそういった文言も入れ込めるかどうか、ちょっと調整をしていきたいと思います。

さらに、デジタル化の部分につきましてこれが充実になるのかというような御質問でございました。前回の審議会でも御質問をいただいたところもありますけれども、国の方ではこのデジタル化に伴って、要するに相談の部分の、いろんな手順の効率化を図りたいということで導入をしていると聞いておりますので、その中で各市町村でもいわゆるデジタル化に伴うその端末の費用がどうかというようなことを、不安に思っているというのは私の方でも聞いておりまして、そういった部分を併せて国の方にも意見

として上げているところですが、国の方では今、その端末の購入の部分をどうするかというようにところも併せて検討していただいているところでございますので、その都度、例えば、デジタル化に伴いその相談員さんがそのデジタル化に対するスキルをどうやって習得していくのかというようなことも併せて、実はうちの方でも、新しいデジタル化のそういうシステムに対応できるように、事前の準備は十分やってくださいというようなお願いを国の方にもしているところでございますので、そこにつきましては引き続き、私どもも市町村と一緒にあって要望する形で対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

### ○望月会長

それではですね、今、吉田議員より御質問いただいた1点目と2点目については、答申案に影響を与える内容かと思っておりますので、この件につきましては会長である私のほうに一度預らせていただきまして、事務局の方と調整の上で、盛り込み方等を検討させていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

### ○望月会長

ありがとうございます。

3点目についてですけれども、こちらの方は、とりあえず御意見ということでよろしいですかね。では、答申案としては、特段この部分はいじらない方向で進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

その他ありますでしょうか。どうぞ。

### ○吉田敏恵委員

資料の1-1、これは質問というかですね、ちょっと分からないなと思ったので、資料の1-1の最後の方に年表というのがありまして、主な消費者問題と国、県の動きというのがあります。

これで24年は書いてないですけれども、やっぱり消費者のこの間のことで言うと、サプリメント、コレステヘルプによって死亡者が出たり、健康を害する人たちが増えているというのが、すごく大きな問題だったと思うんです。

それから考えますと、先ほどの資料1-2のところ、「商品やサービスの安全確保及び消費者と事業者との取引の適正化」、ここでやはり、悪徳業者を捕まえたりきちんとしてほしいというのは県民の願いだし、そういった監視だったりいろんな今ある法制法律をもとに、きちんと監視したりしますという、その方向は全然いいかなと思っておりますけれども。

悪徳業者は捕まえるのはもちろんですけど、今はどちらかというともまず経済を發展させるためということで、ああいった機能性表示食品のような、別に最初は悪いと思われていないものが、どんどん人々の健康への不信だとか不安だとかにつけ込んで、どんどん販売されていくような世の中でして、それはどうやって、それらから消費者を守ったらいいものなのか、やっぱり消費者がきちんと学習するということが以外ないのか分か

らないですけれども、何かただ単に、悪徳と思われるような業者の取り締まりだけではない、何かこう経済優先になってくればなっていくほど、消費者は様々な、そういった環境の中であまり情報もないままに、踊らされるというか買わされるみたいなことは増えていくという問題意識はありますので、そこはどうか反映させたらいいか分からないですけれども、それによって亡くなったりすることが本当に発生しているわけですから、どのように消費者を守ることに反映させられるのか、ちょっと考えたいなど。すいません、私もまだどうすべきという意見でもないのですけれども、そういう問題意識がありますということです。

### ○木村県民くらしの安全課総括課長

いただいた御意見の部分、私は食品衛生の部分の所管している課のものでございますので、まさに今回紅麹関係でも特段問題になったということで、機能性表示食品の問題ですね、今、国の方でも、今までのやり方、事故が起こって、届出制で努力義務化していたのですけれど、ここをきちんと安全性を確保しようという形で制度も見直しが始まっているところでございます。

これを受けまして、我々県の方といたしましても、食の安全安心の中で、やはりリスクコミュニケーションが、消費者、行政も含めて、いろいろ議論していくことが必要だと考えているところでございまして、毎年、県の主催で、この前もセミナーをさせていただいたところでございます。

やはりこうした問題を扱うにおいては、行政もそうですけれども、やっぱり消費者の方が、こういった疑いといいますか、課題があるのだということをもまず知っていただくところが必要だと思っておりますので、そうした観点で県としましても、消費生活をベースに、まず食の安全ということで、そういった課題があるものがあるところを広報等させていただいて、広く県民の皆さんに考えていただくという機会を、今後とも引き続き継続させていただければというところでございます。現状でございますので、今後いろんな国の動きを見ながら対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

### ○望月会長

吉田委員の御意見を、僕もちょっと共感するところもありまして、今後の課題だなと思うのですけれども、ビジネスのチャンスを阻害せずにはどうやって調和していくのかというのは難しい問題だなと思うところでして、御意見というか今後の課題という位置付けでよろしいですかね。はい。ありがとうございます。

その他、何かありますでしょうか。はい。高橋委員お願いします。

### ○高橋昌造委員

私の方から情報提供で、第3章の施策の方向で、多重債務問題に対する解決支援とその次の関係機関等の連携で、実はいま矢巾町で、ギャンブル依存症の関係で、グレイス・ロードという支援するところがあるのですが、いろいろお聞きしておりますと、このギャンブル依存症、これ大変なんですね。

そういった病気のわけて、いま矢巾町では、医療支援も町としてやって、国で2分の1、県が4分の1で矢巾町が4分の1支援しているのですが、いずれこれから今後、この多重債務に関する解決支援というのは、もう私ども矢巾町だけでなく、33市町村、県、国が連携して取り組まなければならない。そういう時代ではないのかなということ。今日は1つ情報提供でございます。そしてその医療支援も、いま矢巾町でやっているんですが、できるのであれば、みんな応分に負担できるような解決ができればなということのお願いです。

#### ○今県民生活センター所長

はい。情報提供ありがとうございます。

多重債務解決支援、皆様御承知のとおり、やっぱりその背後にありますその相談される方の生活状況とか、様々な問題が背景にあって、その中でやむにやまれず、そういった債務を重ねていくというようなことがあるやに伺っておりますので、県の方でも別の部局になりますが、ギャンブル依存の関係の対応する計画等も作りながら、各部局で一緒になって取組をさせていただく中で、私どもも消費者施策の立場として、一緒に入らせていただきながら、どう連携してやっていけばいいかを検討していますので、今後も、関係機関とともにやっていけたらいいと考えているところでございます。ありがとうございます。

#### ○望月会長

情報提供ありがとうございました。その他何か御意見等ありますでしょうか。特になければ、ここまでとさせていただきます。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは改めまして、本日御審議いただいた、岩手県消費者施策推進計画の基本的方向についての答申案については、各委員から意見が出されましたが、その調整については、誠に恐縮ではありますが、私に一任としていただきまして、事務局と調整の上で、後日、書面により知事に対して答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

#### ○望月会長

ありがとうございます。では、会長一任で、後日当審議会から知事に対して答申を行いたいと思います。併せて知事に対して行う答申書の内容について、お諮りしたいと思います。事務局は答申案を配付してください。

(事務局による答申書案配布)

#### ○望月会長

お手元の資料を御一読願います。

これは案としてお渡しするものですが、お手元にお配りしたとおり、知事宛てに本計画の基本的方向について適当と認める旨の答申を内容としておりますが、この答申書も

含めて、会長一任とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

#### ○望月会長

ありがとうございます。では御異議がないようでございますので、答申書及び答申案の内容につきましては、会長一任とし、事務局と調整のうえ答申を行うこととします。また、県に答申した資料については、おって、委員の皆様にもお送りいたしますので、後ほど御確認をお願いいたします。

昨年5月にこの審議会で知事から諮問を受け、それ以来、熱心に御審議いただきました委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

### 5 その他

#### ○望月会長

次に5番、その他に移ります。委員の皆様から何かありますでしょうか。

特段なければ、以上で本日の議題は終了しました。進行を事務局にお返しします。

皆様御協力ありがとうございました。

### 6 閉 会

#### ○木村県民くらしの安全課総括課長

望月会長、委員の皆様、誠にありがとうございました。ここで、大畑環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

#### ○大畑環境生活部長

委員の皆様には、本日含めてこれまで3回の審議の中で御議論をいただきましたこと、大変ありがとうございます。感謝を申し上げます。

また、審議会以外のところでも、資料事前にお送りして読み込んでいただいて参加いただくということで、多大な御負担をおかけした部分もあろうかと思っております。

おかげさまをもちまして、会長一任として調整をさせていただく部分もございましたけれども、資料1-1ということで答申案、大まかに取りまとめられたところがございます。これもひとえに皆様の熱心な御審議のおかげだと思っております。

これから内容につきまして、会長と調整させていただいた上で、先ほど御説明をいたしましたスケジュールに沿って、本年7月の計画策定を目指して取組を進めてまいります。

また、7年度以降、この策定しました計画に基づきまして、消費者施策の推進、それから消費者教育の推進、そういったところ県としても、市町村等と連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

引き続き委員の皆様には、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、

御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○木村県民くらしの安全課総括課長**

以上をもちまして、令和6年度第3回岩手県消費生活審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。